

鹿 児 島 県 公 報

平成24年12月7日（金）第2862号



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定例発行日（毎週火、金）
定価 送料共1箇月2,650円

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱（※）
（環境林務課取扱い） 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定（4件）
（森づくり推進課取扱い） 2
- 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
（介護福祉課取扱い） 3
- 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
（介護福祉課取扱い） 3
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定（2件）
（障害福祉課取扱い） 4
- 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（※）
（経営金融課取扱い） 4

公 告

- 平成25年歯科技工士国家試験公告
（保健医療福祉課取扱い） 5
- 大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告
（商工政策課取扱い） 5

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正
（選挙管理委員会取扱い） 6
- 最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所
（選挙管理委員会取扱い） 7

監 査 委 員 公 表

- 監査結果の報告に係る措置の公表
（監査委員事務局取扱い） 7

告 示

鹿児島県告示第1310号

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱（昭和54年鹿児島県告示第1532号の5）の一部を次のように改正する。

別表1の項中「年1.8パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年1.7パーセント」を「年1.2パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.0パーセント」に改め、同表2の項中「年1.8パーセント」を「年1.3パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.0パーセント」に改め、同表3の項中「年1.8パーセント」を「年1.3パーセント」に改め、同表4の項中「年1.7パーセント」を「年1.2パーセント」に改め、同表5の項中「年1.45パーセント」を「年1.0パーセント」に、「年1.7パーセント」を「年1.2パーセント」に改め、同表6の項中「年1.7パーセント」を「年1.2パーセント」に、「年1.45パーセント」を「年1.0パーセント」に改め、同表7の項中「年1.8パーセント」を「年1.3パーセント」に改める。

附 則

- この要綱は、平成24年12月12日から施行する。
- 改正後の鹿児島県木材産業等高度化推進資金制度運営要綱別表の規定は、平成24年12月12日以後の貸付けに係る木材産業等高度化推進資金について適用し、同日前の貸付けに係る木

材産業等高度化推進資金については、なお従前の例による。

鹿児島県告示第1311号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和54年5月30日鹿児島県告示第780号（3に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度
変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1312号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
大島郡和泊町大字手々知名字ア井タ113番・大字喜美留字波取353番2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、大字手々知名字スン兼久512番、512番171、512番195、大字西原字伊野後1149番、1156番（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
飛砂の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1313号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
平成3年3月8日鹿児島県告示第609号、平成5年10月27日鹿児島県告示第1818号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

変更しない。

(2) 立木の伐採の限度

変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1314号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 指定施業要件の変更予定保安林の所在場所

大島郡和泊町大字国頭字砂葉518番1，518番3，字白石572番1，572番5から572番7まで

2 保安林として指定された目的

潮害の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び和泊町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第1315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスつくし	霧島市国分敷根862	特定非営利活動法人NPOつくしの家	霧島市国分敷根862	松山 米子	平成24年11月10日	通所介護
わらび苑	西之表市西之表2981-1	社会医療法人義順顕彰会	西之表市西之表7463	田上 寛容	平成24年12月31日	訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第1316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年12月7日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事 業 所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービスつくし	霧島市国分敷根862	特定非営利活動法人NPOつくしの家	霧島市国分敷根862	松山 米子	平成24年11月10日	介護予防通所介護
わらび苑	西之表市西之表2981-1	社会医療法人義順顕彰会	西之表市西之表7463	田上 寛容	平成24年12月31日	介護予防訪問リハビリテーション

鹿児島県告示第1317号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年12月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	所 在 地		
あさひ調剤薬局中央店	薩摩川内市横馬場町5番6号	平成24年12月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第1318号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成24年12月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月日	自立支援医療の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター隼人訪問看護ステーション	霧島市隼人町東郷1088-1	平成24年12月1日	更生医療

鹿児島県告示第1319号

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

平成24年12月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱

鹿児島県中小企業制度資金融資要綱（昭和47年鹿児島県告示第1218号）の一部を次のように改正する。

第10条に次の1項を加える。

- 取扱金融機関は、中小企業制度資金の融資を受けた者から当該融資に係る償還方法の変更の申込みを受けた場合は、必要な調査を行い、保証機関と協議の上、当該融資に係る償還方法の変更を決定することができる。

別表第1創業支援資金の項中「財団法人かごしま産業支援センター」を「公益財団法人かごしま産業支援センター」に改める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年12月 7 日から施行する。
- 2 鹿児島県中小企業制度資金融資要綱の一部を改正する要綱（平成22年鹿児島県告示第376号）の一部を次のように改正する。
附則第 2 項中「第10条」を「第10条第 1 項」に改める。
附則第 3 項から第 5 項までの規定中「第10条」を「第10条第 1 項」に、「同条」を「同項」に改める。

公 告

平成25年歯科技工士国家試験公告

歯科技工士法の一部を改正する法律（昭和57年法律第 1 号）附則第 2 条の規定により、平成25年歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成24年12月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 試験の日時
学説試験 平成25年 2 月12日（火）午前 9 時から
実地試験 平成25年 2 月13日（水）午前 9 時から
- 2 試験の場所
鹿児島県歯科医師会館（鹿児島市照国町13番15号）
- 3 受験願書等の提出先及び受付期間
 - (1) 提出先
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課（鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577）
 - (2) 受付期間
平成25年 1 月 8 日（火）から同月15日（火）までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時30分から午後 5 時15分までとする。
なお、郵送の場合は、平成25年 1 月15日の消印のあるものまで受け付ける。
- 4 試験案内等の交付
試験案内及び受験願書の用紙は、鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課において交付する。
なお、試験案内及び受験願書の用紙を郵便により請求するときは、宛先及び郵便番号を明記し、80円分の郵便切手を貼った返信用封筒を同封すること。
- 5 試験に関する照会先
鹿児島県保健福祉部保健医療福祉課
鹿児島市鴨池新町10番 1 号 郵便番号 890－8577
電話番号 099－286－2707

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成24年12月 7 日から 1 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成24年12月 7 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
イオンモール鹿児島
鹿児島市東開町 7 番 外15筆
- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日
 - (1) 法第 6 条第 1 項の規定による届出事項の変更に関する届出
平成24年 6 月29日
 - (2) 法第 6 条第 2 項の規定による届出事項の変更に関する届出

平成24年6月29日

3 意見の概要

(1) 交通関係について

変更した開店時間の範囲において、新たに店舗駐車場出入口付近の市道で交通渋滞等を生じないように、適切な対応を行うこと。

(2) 駐輪場について

ア 駐輪場の設置場所の案内、表示を適切に行っていただきたい。

イ 駐輪場、自動二輪駐車場について、引き続き適切な管理を行っていただきたい。

ウ 移設先の駐輪場を含め、盗難防止のための施錠バーを設置していただきたい。

エ 駐輪場、自動二輪駐車場については、防護柵、車止め等を設置するなど、自動車の駐車区画と明確に区別して利用者の安全性の確保を図っていただきたい。

オ 駐輪台数については、従来通りの台数が確保されているが、利用車両が多く収容できない場合には、別途確保していただきたい。

(3) その他について

営業時間の変更に伴う駐車場の利用時間帯及び荷さばき施設の利用時間帯の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとともに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても十分な対策を講じること。

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第74号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として日置市選挙管理委員会から指定の変更の報告があったので、平成24年5月22日鹿児島県選挙管理委員会告示第10号（個人演説会等を開催することができる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成24年12月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表日置市の項を次のように改める。

日置市	日置市鶴丸地区公民館	日置市東市来町長里184番地	100	日置市長
	日置市高山地区公民館	日置市東市来町養母15819番地4	250	
	日置市上市来地区公民館	日置市東市来町養母11393番地1	110	
	日置市湯田地区公民館	日置市東市来町湯田3264番地	80	
	日置市皆田地区公民館	日置市東市来町湯田4477番地2	200	
	日置市伊作田地区公民館	日置市東市来町伊作田4318番地	380	
	日置市美山地区公民館	日置市東市来町美山1690番地4	60	
	日置市伊集院地区公民館	日置市伊集院町下谷口1857番地	70	
	日置市飯牟礼地区公民館	日置市伊集院町飯牟礼910番地	80	
	日置市土橋地区公民館	日置市伊集院町土橋793番地	80	
	日置市伊集院北地区公民館	日置市伊集院町下神殿1147番地1	80	

日置市妙円寺地区 公民館	日置市伊集院町妙円寺一丁目 2200番地793	220
日置市住吉地区公 民館	日置市日吉町日置11241番地	40
日置市日新地区公 民館	日置市日吉町山田320番地3	40
日置市吉利地区公 民館	日置市日吉町吉利3067番地1	40
日置市扇尾地区公 民館	日置市日吉町吉利7275番地	50
日置市野首地区公 民館	日置市吹上町田尻6037番地1	280
日置市平鹿倉地区 公民館	日置市吹上町湯之浦5356番地6	220
日置市吹上地区公 民館	日置市吹上町入来290番地	320
日置市永吉地区公 民館	日置市吹上町永吉5947番地	340
日置市坊野地区公 民館	日置市吹上町永吉10227番地	300
日置市藤元地区公 民館	日置市吹上町与倉3127番地8	320
日置市花田地区公 民館	日置市吹上町田尻250番地	70
日置市和田地区公 民館	日置市吹上町和田2104番地1	50
日置市伊作地区公 民館	日置市吹上町中原2568番地	60

鹿児島県選挙管理委員会告示第75号

平成24年12月16日執行の最高裁判所裁判官国民審査における審査分会の日時及び場所は、次のとおりとする。

平成24年12月7日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1 日時

平成24年12月19日 午後1時30分から

2 場所

鹿児島県庁7-A-2会議室（鹿児島市鴨池新町10番1号 県庁行政庁舎7階）

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第16号

平成24年10月5日付け監査第109号の監査結果に基づき、平成24年11月20日付け鹿公委会第2号で鹿児島県公安委員会から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年12月7日

鹿児島県監査委員	弓指 博昭
同	橋口 和博
同	堀之内芳平
同	二牟礼正博

文書注意事項

機 関 名	事 項 の 内 容	講 じ た 措 置 の 内 容
警察本部	<p>放置違反金の収入未済額は、前年度より減少（収入歩合は減少）しているが、依然として多額となっている。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所在調査を徹底し、督促等の手続を行うとともに、未収債権解消月間を設定し、戸別訪問、警告文書の送付及び電話督促の取組を強化した。 2 警察官OB1名を臨時職員として採用し、徴収体制を強化した。
	<p>物品事故により、カメラに損害が発生している。</p>	<p>各種会議、研修等において物品の取扱い、保管管理を徹底するよう指示した。</p>
	<p>公用車の物品事故が複数あり、公用車に損害が発生している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 各種会議、研修等において、事故事例を紹介し、再発防止について指示・教養を実施するとともに、教養資料や通知文を発出し、交通事故の絶無を指示した。
	<p>交通事故が複数あり、公用車等に相当額の損害が発生している。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 2 事故事例を題材とした小グループによる検討会を開催し、公用車事故防止に関する意識付けを図った。 3 公用車の運転資格審査要綱を見直し、運転訓練に関する規定を整備した。 4 若手警察官等に対し、安全運転指導員による実技中心の教養訓練を実施し、事故防止対策を図った。 5 交通事故を起こした職員を本部に招致の上、面接指導を実施した。